

一般社団法人 日本コンクリート診断士会

既存コンクリート構造物の安全性を確保し、
 効率的に維持管理していくには、
 調査・診断等の専門技術を有する、
 「コンクリート診断士」の判断が、必要不可欠です。

わが国では、戦後から高度経済成長期にかけて、道路、ダム、港湾、鉄道、建築物等の社会基盤の整備に伴い、多岐にわたり多くのコンクリート構造物が構築されてきました。しかし、年月の経過とともに劣化が進み、それが原因で重大な事故につながる懸念されています。このような老朽化した大量のコンクリート構造物を効率的に維持管理し、活用することが今後の構造物の管理者、技術者に課せられた最大の課題となっています。

このような課題を解決するべく、「公益社団法人 日本コンクリート工学会」では、コンクリート診断士制度を創設し、既存のコンクリート構造物を対象とした、劣化程度の診断、補修・補強に係わる専門技術者を認定しています。2001年から実施しているコンクリート診断士試験により、10,000名以上のコンクリート診断士を社会に送り出し、高い評価を受けています。

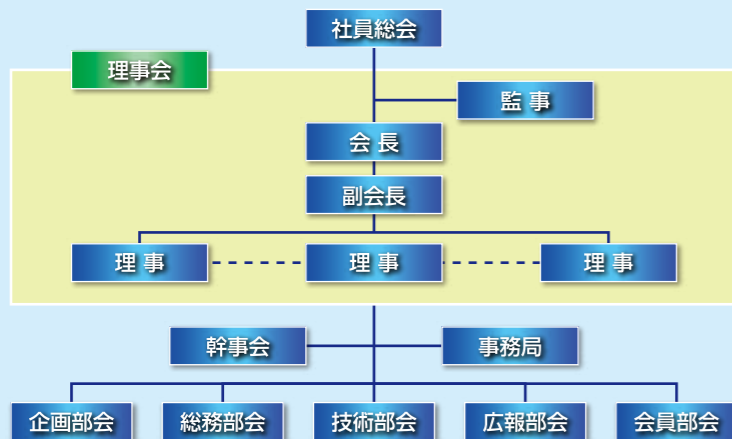
資格を取得したコンクリート診断士は、全国に地域ごとの「コンクリート診断士会」を設立し、より一層の社会貢献と最新技術に伴う最高の技術力と資質の向上を目的に、勉強会やセミナー、外部講習会への講師派遣など、さまざまな活動を積極的に行っています。

「一般社団法人 日本コンクリート診断士会」では、コンクリート構造物の安全性と維持管理のために、各地域で活動している「コンクリート診断士会」を強力に支援するとともに、より効率的・組織的な連携を全国規模で実現し、コンクリート診断士の技術力と資質の向上、社会的信用・地位の向上、構造物管理者への技術対応などを積極的に推進し、広く社会に貢献してまいります。

コンクリート診断士は、平成28年2月に国交省の「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」の橋梁（コンクリート橋、鋼橋）、トンネルの点検・診断業務に登録されました。

「日本コンクリート診断士会」は、平成22年7月23日に設立され、同年9月6日一般社団法人として登記されました。

「一般社団法人 日本コンクリート診断士会」の組織図



「コンクリート診断士」とは

公益社団法人 日本コンクリート工学会が認定する資格で、2001年から始まりました。この資格は、公益社団法人 日本コンクリート工学会が実施する試験によって、コンクリートの診断・維持管理に関する幅広い知識や高い技術を保有していると認定され、さらに登録された者に与えられます。

これまでのコンクリート関連の資格が、新設構造物に使用するコンクリートの設計・製造・施工に主として関わってきたのに対して、この「コンクリート診断士」は、既存コンクリートを対象として、その劣化の程度を診断し、維持管理の提案を行います。

事業内容と主な活動

コンクリート診断士の技術力と資質向上のための情報提供

維持管理に関する技術情報提供	地区診断士会の設立支援
地区診断士会の活動支援	講師派遣
技術研修会	診断士受験支援

コンクリート診断士の社会的地位の向上・処遇改善のための広報活動

コンクリート診断士を官公庁が発注する業務委託の参加資格要件に位置付けるための活動

コンクリート建造物に関する新技術・新材料の整理・評価など、診断に関する社会的問題への対応

各種委員会・共同研究への参加 ワークショップの開催

コンクリート建造物に関する点検・診断、補修・補強、維持管理に関する事業

構造物管理者等へのコンサルティングと技術対応

会員の種類と会費

(1) 正会員

正会員は、コンクリート診断士の資格を有する者で、本会を運営するための役員・委員等に就任すること、また事業活動に参加することができます。本会に直接入会される正会員の入会金および年会費は、それぞれ3,000円です。

(2) 学術会員

学術会員は、本会を運営するための役員・委員等に就任すること、また、事業活動に参加することができます。

(3) 法人会員

法人会員は、本会を運営するための委員等を派遣すること、また事業活動を推進する委員を派遣することができますが、議決権は有しません。法人会員の入会金および年会費は、下表を参照。

(4) 賛助会員

賛助会員は、本会診断士会の目的に賛同し、年会費を負担する者は何人も入会でき、事業活動には参加できませんが、議決権は有しません。本会に直接入会される賛助会員の入会金および年会費は、正会員と同じです。

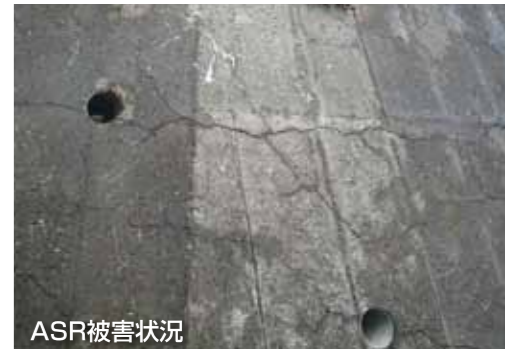
法人会員の種類	入会金	年会費
法人会員SA	10,000円	100,000円
A		50,000円
B		30,000円
C		10,000円

【ご注意】

- (1) 法人会員の種別は、所定の手続きにより変更できます。
- (2) 上記年会費を納入することにより、SA会員は5名、A会員は3名、B会員は2名、C会員は1名以内の正会員または賛助会員を希望する支部に登録することができます。
- (3) 登録する地区の会の個人年会費と差がある場合は、会員は差額分を別途地区の会に納付をお願いします。
- (4) 本会の事業年度が開始された月に年会費を納めてください。
- (5) 会員が納付した入会金および年会費は返還いたしません。



高架橋の塩害劣化



ASR被害状況



現地見学会



調査・診断



コンクリート診断士受験対策講座